

新潟県条例第14号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前																			
<b>附 則</b>		<b>附 則</b>																			
(他の法令による給付との調整)		(他の法令による給付との調整)																			
<p><b>第5条</b> 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		<p><b>第5条</b> 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">傷病補償年金</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	傷病補償年金	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88	(略)			(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">傷病補償年金</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	傷病補償年金	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86	(略)			(略)	
傷病補償年金	(略)																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88	(略)																		
障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88																				
(略)																					
(略)																					
傷病補償年金	(略)																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86	(略)																		
障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86																				
(略)																					
(略)																					
<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>		<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.88</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.88</td> </tr> </table>	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88		(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.86</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.86</td> </tr> </table>	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86		(略)					
(略)																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.88</td> </tr> </table>	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88																			
障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88																				
(略)																					
(略)																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.86</td> </tr> </table>	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86																			
障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86																				
(略)																					

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。